

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第3区分  
 【発行日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【公開番号】特開2013-144334(P2013-144334A)  
 【公開日】平成25年7月25日(2013.7.25)  
 【年通号数】公開・登録公報2013-040  
 【出願番号】特願2012-5303(P2012-5303)  
 【国際特許分類】

**B 2 3 D 51/03 (2006.01)**

**B 2 3 D 49/16 (2006.01)**

【FI】

B 2 3 D 51/03

B 2 3 D 49/16

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月29日(2014.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ブレードを下向きに突設した本体の下方にベースを連結した切断工具であって、前記ベースに、前記ベースの下面に凹設された収容部内において平面視で前記ベース内に収まる収納位置と、前記収容部から前記ベースの外側に突出する引き出し位置との間で、前記ベースの下面と平行な面内で出し入れ可能な補助ベースを設けたことを特徴とする切断工具。

【請求項2】

ブレードを下向きに突設した本体の下方にベースを連結した切断工具であって、前記ベースの一部を、前記本体に連結される主ベースと分割される補助ベースとして、前記補助ベースを、前記主ベースと当接する第1の位置と、前記主ベースから離間する第2の位置との間で移動可能に前記主ベースへ連結したことを特徴とする切断工具。

【請求項3】

モータと、  
前記モータを内蔵した本体と、  
前記本体の下方に配置され、被切断材上にセット可能なベースと、  
前記モータの回転をロッドの直線運動に変換する変換機構と、を有するジグソーであって、  
前記ベースを、主ベースと、前記主ベースに対して移動可能な補助ベースと、により構成したことを特徴とするジグソー。

【請求項4】

前記補助ベースは、回動により前記主ベースに対して移動可能であることを特徴とする請求項3に記載のジグソー。

【請求項5】

前記補助ベースは、前記主ベースに対する移動により前記主ベースから側方へ突出可能であることを特徴とする請求項3又は4に記載のジグソー。

【請求項6】

前記補助ベースは、前記主ベースに対して直線移動可能であることを特徴とする請求項

3 に記載のジグソー。

## 【請求項 7】

前記補助ベースは、前記主ベースに対して後方へ直線移動可能であることを特徴とする請求項 6 に記載のジグソー。

## 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するために、請求項 1 に記載の発明は、ベースに、ベースの下面に凹設された収容部内において平面視でベース内に収まる収納位置と、収容部からベースの外側に突出する引き出し位置との間で、ベースの下面と平行な面内で出し入れ可能な補助ベースを設けたことを特徴とするものである。

上記目的を達成するために、請求項 2 に記載の発明は、ベースの一部を、本体に連結される主ベースと分割される補助ベースとして、補助ベースを、主ベースと当接する第 1 の位置と、主ベースから離間する第 2 の位置との間で移動可能に主ベースへ連結したことを特徴とするものである。

上記目的を達成するために、請求項 3 に記載の発明は、モータと、モータを内蔵した本体と、本体の下方に配置され、被切断材上にセット可能なベースと、モータの回転をロッドの直線運動に変換する変換機構と、を有するジグソーであって、ベースを、主ベースと、主ベースに対して移動可能な補助ベースと、により構成したことを特徴とするものである。

請求項 4 に記載の発明は、請求項 3 の構成において、補助ベースは、回動により主ベースに対して移動可能であることを特徴とするものである。

請求項 5 に記載の発明は、請求項 3 又は 4 の構成において、補助ベースは、主ベースに対する移動により主ベースから側方へ突出可能であることを特徴とするものである。

請求項 6 に記載の発明は、請求項 3 の構成において、補助ベースは、主ベースに対して直線移動可能であることを特徴とするものである。

請求項 7 に記載の発明は、請求項 6 の構成において、補助ベースは、主ベースに対して後方へ直線移動可能であることを特徴とするものである。